

「法人間連携、合併、事業譲渡等」について

島根県健康福祉部地域福祉課

この資料は令和3年6月1日現在の資料であり、今後の社会福祉連携推進法人の制度施行に向けての通知等により、内容が変更となる場合がありますので、今後の情報に注意してください。

この資料のポイント

- 社会福祉法人の状況
- 「社会福祉法人の連携・協働」を検討する背景
- 「社会福祉連携推進法人」について
- 合併・事業譲渡について



①社会福祉法人の状況

社会福祉法人の事業展開が必要とされる
その背景を現状から考えてみましょう。



➤ この資料から、法人

数は、近年はほぼ横

ばいの数で推移して

います。

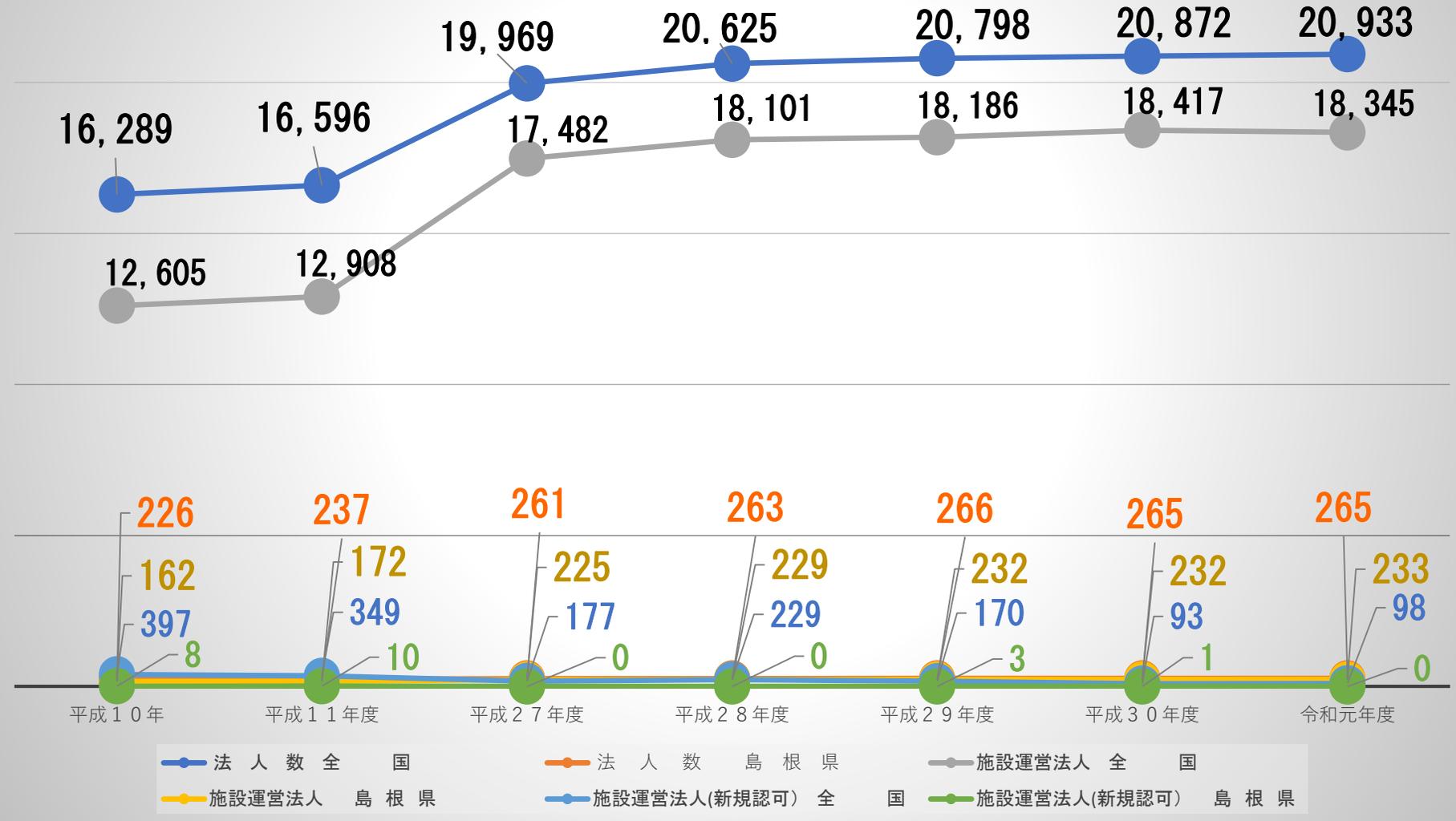
➤ 新規に認可を受ける

施設運営法人は、ほ

ぼ横ばいですが、減

少傾向にあります。

社会福祉法人の数の変遷



出典:福祉行政報告例より

2018年度社会福祉法人の経営状況(サービス活動収益規模別・平均)

区分	1億円未満 n=408		1億円以上 5億円未満 n=4,524		5億円以上 10億円未満 n=1,957		10億円以上 15億円未満 n=704		15億円以上 20億円未満 n=325		20億円以上 30億円未満 n=250		30億円以上 n=182	
従事者数	人	16.3	48.4	121.2	204.5	286.8	390.0	646.0						
人件費率	%	70	69.3	66.7	66.3	66	66.5	66.3						
経費率	%	21.5	22.3	24.3	24.7	24.5	24.9	25.5						
減価償却費率	%	4.4	4.4	5.0	5.0	4.9	4.7	4.5						
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	0.7	3.0	2.8	2.9	3.2	2.7	2.7						
経常収益対経常増減差額比率	%	1.1	3.2	2.9	2.9	3.3	2.8	2.6						
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	4,822	5,380	5,816	5,914	5,993	6,154	6,620						
従事者1人当たり人件費	千円	3,375	3,726	3,880	3,922	3,953	4,093	4,391						
労働分配率	%	94.6	94.5	94.3	94.4	93.4	94.5	94.8						
赤字割合	%	43.4	29.5	28.6	25.1	20.6	22.8	18.1						

出典:2018年度社会福祉法人の経営状況について(独立行政法人福祉医療機構)

この資料から、サービス活動収益規模の大きい法人ほど、赤字割合が小さいことが分かります。

※ 独立行政法人福祉医療機構貸し付け法人が対象

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	(把握している罰則適用事例はない)
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	-
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人全てに設置 ※387法人(令和元年12月1日時点福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.4% ※20,836法人/20,972法人(令和2年4月1日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等	- (把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 4,546億円(前年差 393億円減) ※福祉基盤課調べ(令和元年12月時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の 新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.8% ※2,045法人(令和元年12月時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への 記載割合 53.8% ※出典:財務諸表等電子開示システム(平成31年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 29件 公表件数 1件 ※出典:福祉行政報告例(平成30年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

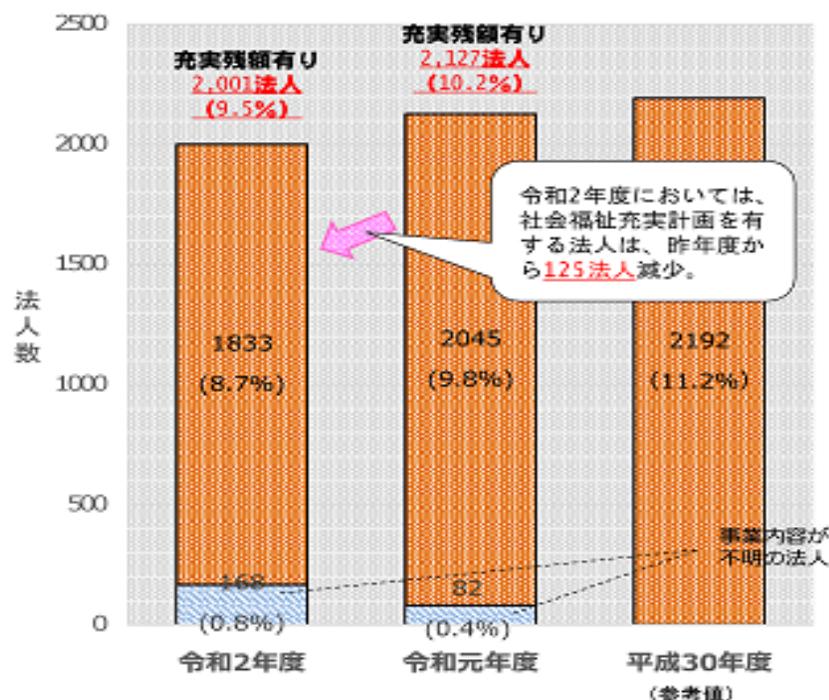
令和元年12月時点での直近のデータを集約した資料です。

令和2年度における社会福祉充実財産の状況について

- 令和2年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査(※)した。
 - ・ 社会福祉充実計画を有する法人は、**2,001法人(社会福祉法人総数の9.5%)**で前年度より**減少**。
 - ・ 社会福祉充実計画を有する法人のうち、事業内容が明らかな法人の社会福祉充実財産の総額は**4,132億円**で、前年度より**414億円の減**。

※ 回収率は91.6%。新型コロナウイルス感染症の影響による法人職員の出勤抑制等で昨年度調査より回収率は減少。なお、回収率の計算式は次の通り。
 (令和2年3月時点有効回答1,833法人) / (社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した2,019法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回る事が明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた16法人を除いた2,001法人) = 91.6%

1. 社会福祉充実計画の有無



※ 〇内は福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数を分母とした割合で、各年度以下のとおり。
 令和2年度→令和2年3月末時点で20,972法人
 令和元年度→平成31年3月末時点で20,912法人
 ※ 平成30年度については、福祉行政報告例に基づく20,838法人を対象に調査を行い、回答のあった19,652法人を分母としている。

2. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

令和2年度 N = 1,833法人 令和元年度 N = 2,045法人 平成30年度 N = 2,192法人

事業内容	事業費			事業数		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
合計	4,132億円 (100.0%)	4,546億円 (100.0%)	4,939億円 (100.0%)	4,186事業 (100.0%)	4,604事業 (100.0%)	4,918事業 (100.0%)
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,889億円 (45.7%)	1,946億円 (42.8%)	2,528億円 (51.2%)	1,677事業 (40.1%)	2,002事業 (43.5%)	1,977事業 (40.2%)
新規事業の実施	661億円 (16.0%)	835億円 (18.4%)	815億円 (16.5%)	502事業 (12.0%)	540事業 (11.7%)	650事業 (13.2%)
職員給与、一時金の増額	180億円 (4.4%)	308億円 (6.8%)	244億円 (4.9%)	538事業 (12.9%)	546事業 (11.9%)	589事業 (12.0%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	133億円 (3.2%)	158億円 (3.5%)	217億円 (4.4%)	371事業 (8.9%)	336事業 (7.3%)	379事業 (7.7%)
既存事業のサービス内容の充実	100億円 (2.4%)	120億円 (2.6%)	135億円 (2.7%)	348事業 (8.3%)	320事業 (7.0%)	324事業 (6.6%)
既存事業の定員、利用者の拡充	51億円 (1.2%)	61億円 (1.3%)	72億円 (1.5%)	61事業 (1.5%)	71事業 (1.5%)	82事業 (1.7%)
職員の福利厚生	35億円 (0.9%)	48億円 (1.1%)	67億円 (1.4%)	118事業 (2.8%)	338事業 (7.3%)	435事業 (8.8%)
研修の充実	16億円 (0.4%)	38億円 (0.8%)	49億円 (1.0%)	310事業 (7.4%)	127事業 (2.8%)	138事業 (2.8%)
上記以外の事業	189億円 (4.6%)	248億円 (5.4%)	94億円 (1.9%)	261事業 (6.2%)	324事業 (7.0%)	344事業 (7.0%)
充実計画期間内に使途の定めがないもの等	874億円 (21.2%)	803億円 (17.7%)	718億円 (14.5%)	-	-	-

※ 事業費については、充実財産使用計画額のみを計上。(補助金や充実財産以外からの使用分は計上していない。)

令和2年度 都道府県別「社会福祉充実計画」の策定状況等

都道府県名	社会福祉 法人数	社会福祉充実計画 を有する法人	
		法人数	割合
北海道	911	33	3.6%
青森県	523	46	8.8%
岩手県	333	35	10.5%
宮城県	260	17	6.5%
秋田県	228	17	7.5%
山形県	249	18	7.2%
福島県	298	31	10.4%
茨城県	510	41	8.0%
栃木県	351	32	9.1%
群馬県	499	39	7.8%
埼玉県	858	40	4.7%
千葉県	681	55	8.1%
東京都	1,079	113	10.5%
神奈川県	793	66	8.3%
新潟県	441	30	6.8%
富山県	204	27	13.2%
石川県	308	12	3.9%
福井県	223	17	7.6%
山梨県	250	19	7.6%
長野県	350	27	7.7%
岐阜県	301	48	15.9%
静岡県	464	48	10.3%
愛知県	666	57	8.6%
三重県	317	30	9.5%

都道府県名	社会福祉 法人数	社会福祉充実計画 を有する法人	
		法人数	割合
滋賀県	263	23	8.7%
京都府	471	39	8.3%
大阪府	1,195	99	8.3%
兵庫県	798	93	11.7%
奈良県	224	24	10.7%
和歌山県	221	21	9.5%
鳥取県	109	5	4.6%
島根県	265	25	9.4%
岡山県	369	29	7.9%
広島県	460	46	10.0%
山口県	305	36	11.8%
徳島県	175	26	14.9%
香川県	193	19	9.8%
愛媛県	216	23	10.6%
高知県	196	8	4.1%
福岡県	1,158	97	8.4%
佐賀県	253	24	9.5%
長崎県	536	53	9.9%
熊本県	668	67	10.0%
大分県	342	28	8.2%
宮崎県	383	76	19.8%
鹿児島県	595	48	8.1%
沖縄県	480	26	5.4%
合計	20,972	1833	8.7%

※市等が所轄庁となる法人は、所轄庁の所在する都道府県に含めて集計している。
 なお、「社会福祉法人数」は福祉行政報告例(令和2年3月末時点)による。

②「社会福祉法人の連携・協働」を検討する背景

皆様の法人、施設等で、その運営に関して20年後を見据えてみましょう。

今は、経験が浅い職員さんも、20年後は中堅職員となっていられっしゃいます。

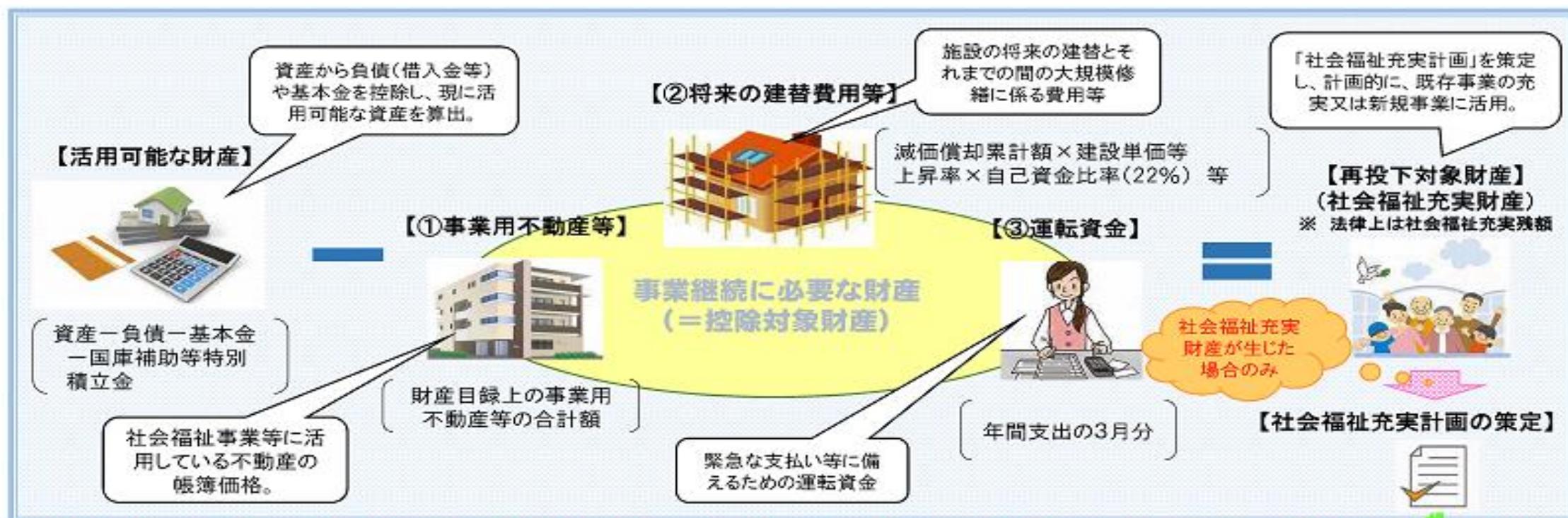
法人にとって、今後の人材育成をどのように図っていかれますか？

また、人材の確保が難しい今日の状況がありますが、20年後にはその状況は、改善されているのでしょうか？



社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)



介護事業所・施設の経営の効率化について

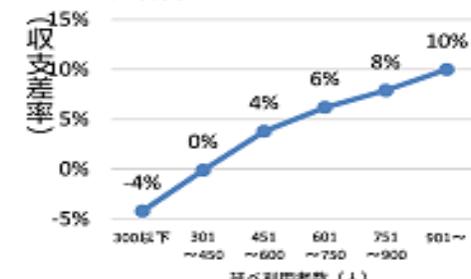
【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。」

【論点】

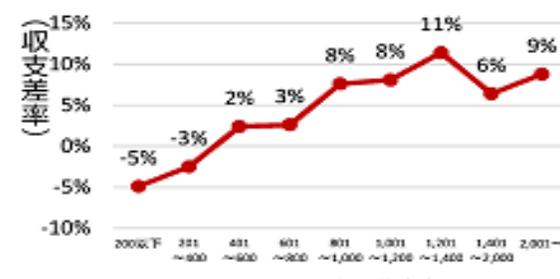
- 介護サービス事業者の事業所別の規模と経営状況との関係を見ると、規模が大きいほど経費の効率化余地などが高いことから経営状況も良好なことが伺える。一部の営利企業においては経営主体の合併等により規模拡大は図られている。営利企業とその他の経営主体では同列ではない部分もあるが、介護サービス事業全体で見た場合、介護サービスの経営主体は小規模な法人が多いことが伺える。

〈介護サービス事業者の利用状況別の収支差率（事業所別）〉 〈通所介護〉



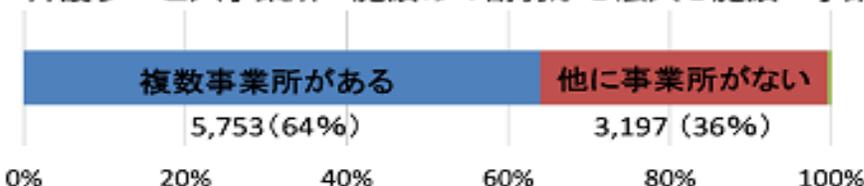
(出典) 平成29年度介護事業経営実態調査

〈訪問介護〉



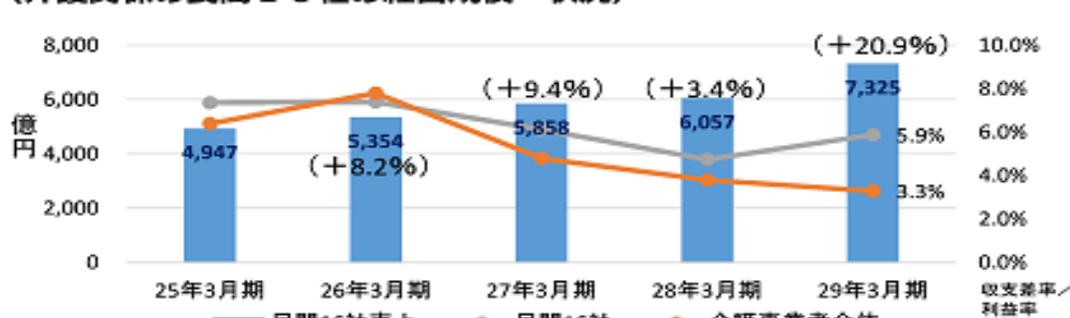
〈介護事業者の経営主体の規模〉

介護サービス事業所・施設の4割弱が1法人1施設・事業所



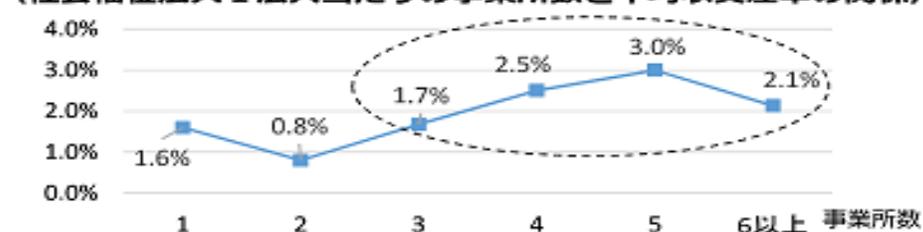
(出所) 「平成28年度介護労働実態調査」介護労働安定センター

〈介護関係の民間16社の経営規模・状況〉



(注) 平成29年3月期の民間16社の利益率には、合併に伴う損失等を計上したSOMPOを除く。

〈社会福祉法人1法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係〉



本部機能の統合、給食事業の共同化、物品等の共同購入等によりコストを削減し、経営を効率化。その他、法人の垣根を超え、近隣の他法人との共同購入を行うといった先進的な例も(財務局調べ)。

(注) 介護事業経営実態調査等における事業所別の経営状況に関するデータについて、介護事業所2,922事業所分を集計した結果。
(出所) 平成30年度財務省予算執行調査による調べ

【改革の方向性】(案)

- 介護サービス事業者の経営の効率化・安定化の観点に加え、今後も担い手が減少していく中、介護人材の確保や有効活用、更にはキャリアパスの形成によるサービスの質の向上といった観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくべき。 98

(参考)介護サービスの経営主体の大規模化等の施策について

平成30年4月11日
財政制度等審議会
財政制度分科会提出資料

- 介護サービス等の事業を行う複数の法人が、人材育成・採用などの本部機能を統合・法人化することで、ケアの品質の底上げや研修・採用活動のコスト減を図るなどの取組も存在。
- 介護サービスの経営主体の大規模化については、①こうした介護サービス事業の人事や経営管理の統合・連携事業を自治体が目標を定めるなどして進めることのほか、②一定の経営規模を有する経営主体の経営状況を介護報酬などの施策の決定にあたって勘案することで経営主体自体の合併・再編を促す、といった施策が考えられる。また、③経営主体について一定の経営規模を有することや、小規模法人については人事や経営管理等の統合・連携事業への参加を指定・更新の要件とする、といったことも考えられる。

(参考) 法人間の機能の統合・連携の例

<社会福祉法人 リガーレ>

- 7つの社会福祉法人(※)が、本部機能を独立・法人化。

※ 所在地は、京都府が5法人、滋賀県が1法人、青森県が1法人

- 統合した本部機能

①介護サービスの質の標準化

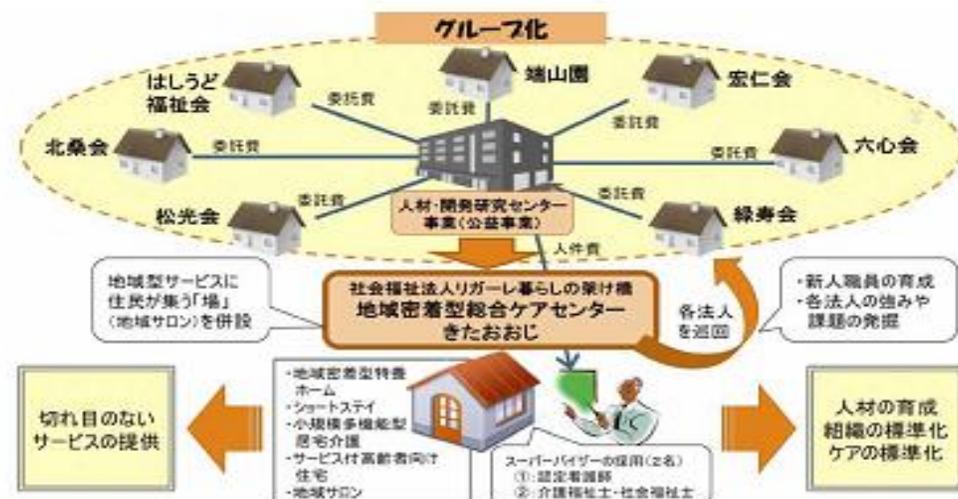
各法人への定期的な巡回訪問によるサービスの質の標準化

②介護等人材の確保・育成

研修や採用活動の共同実施。将来的に法人間人事異動も検討

③経営管理機能の強化

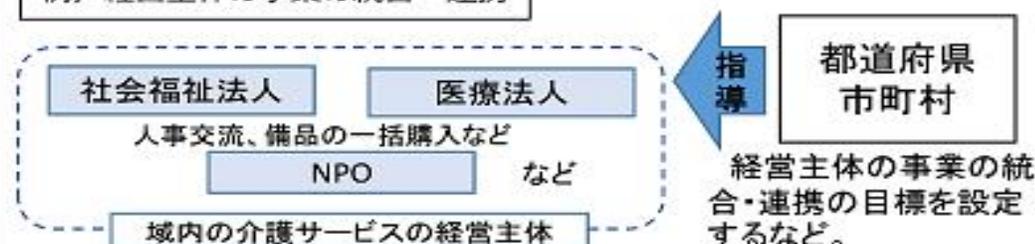
老朽化施設の改修や地域展開への経営戦略等の支援



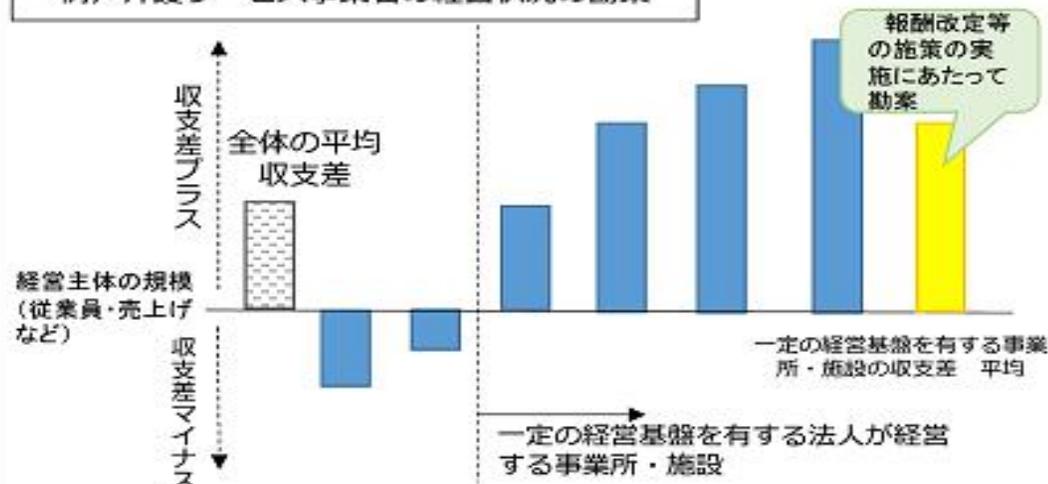
(出典)平成28年度老健事業「地域包括ケアシステム構築に向けた効果的・効率的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業」

【経営主体の大規模化に向けた施策イメージ】

例) 経営主体の事業の統合・連携



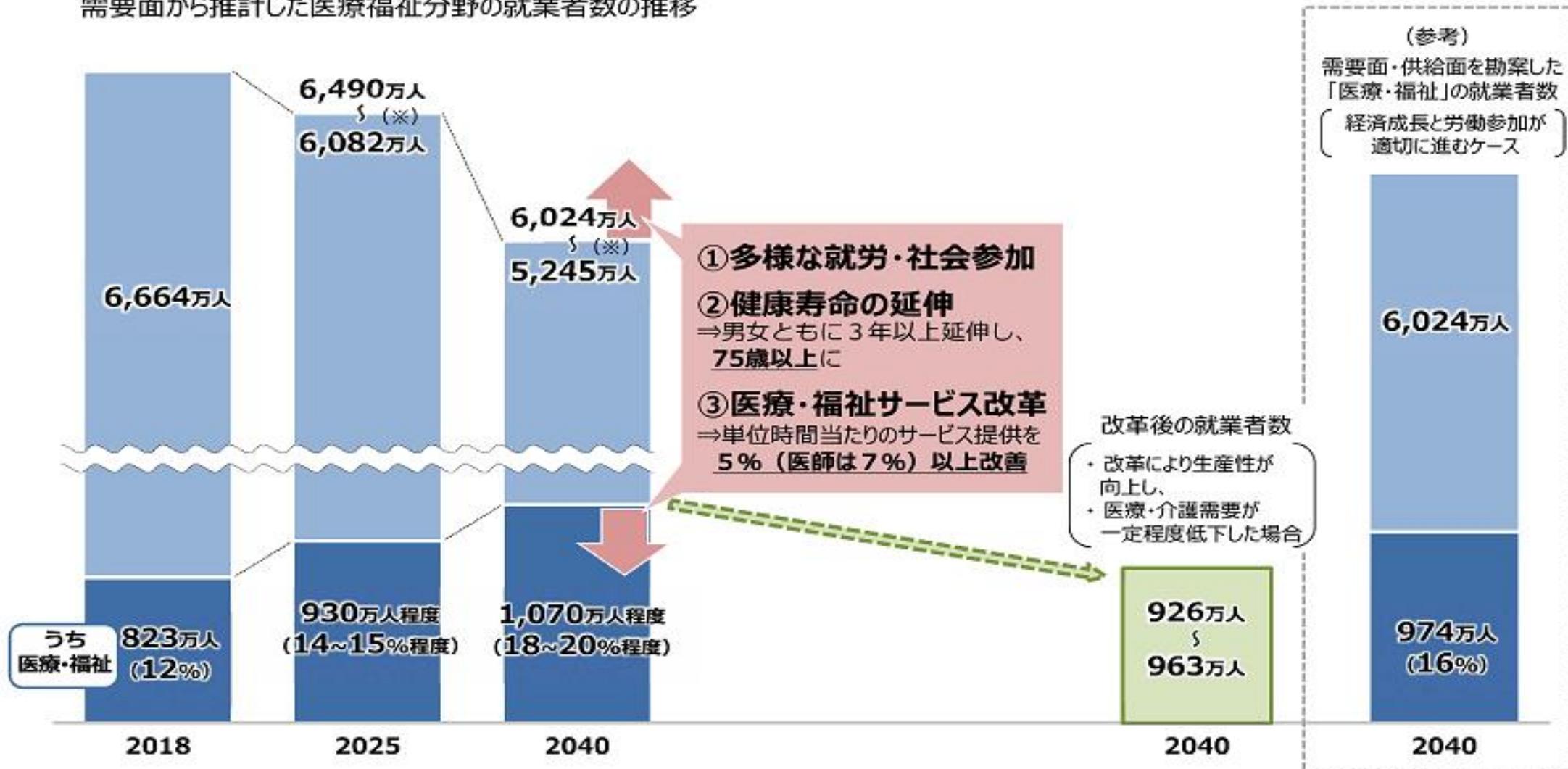
例) 介護サービス事業者の経営状況の勘案



2040年に向けたマンパワーのシミュレーション（平成30年5月21日）の改定

令和元年5月29日 2040年を展望した
社会保障・働き方改革本部とりまとめ

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



※総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019年3月）による。
総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

令和元年5月29日 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ（赤字変換は演者）

- 2040年を展望すると、**高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。**
→「**総就業者数の増加**」とともに、「**より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現**」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
①**多様な就労・社会参加の環境整備**、②**健康寿命の延伸**、③**医療・福祉サービスの改革による生産性の向上**
④**給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保**
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、**農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。**

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

「現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題」

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
（厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン）
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- **地域共生・地域の支え合い**
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

- ⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**に
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、
②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

- ⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**5%（医師は7%）以上改善**
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

「引き続き取り組む政策課題」

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 開催趣旨

- ・ 人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化
- ・ 福祉ニーズが多様化・複雑化する中で既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化
- ・ 2040年に向けて、現役世代（担い手）の減少が課題となる中、中長期的に、人手不足などの問題が更に深刻化する恐れ
- ・ 法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることや、「経済政策の方向性に関する中間整理」を踏まえ、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインについて

策定経緯

- 成長戦略フォローアップ（閣議決定）において、「希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、（中略）2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。」が示される。
- 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書に「希望する法人向けのガイドライン策定を進めるべき」との記述が入る。
- これらを踏まえ、令和元年度 社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、経営者向けガイドライン案、実務担当者向けマニュアル案を検討した。
- 同推進事業でとりまとめられたガイドラインを元に、厚生労働省において「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を策定し、社会保障審議会福祉部会での審議、パブリックコメントを経て、令和2年9月11日付けで、所轄庁を通じて社会福祉法人に通知した。また、同推進事業でとりまとめられた上記マニュアルについても、参考として周知した。

（参考）成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

- ・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

（参考）「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」検討会委員

○座長

荒牧登史治	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターリサーチチームチームリーダー
浦野 正男	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員
児玉 安司	新羅総合法律事務所 弁護士
澤田 和秀	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員
菅田 正明	法律事務所 First Penguin 弁護士・社会保険労務士
高谷 俊英	全国私立保育園連盟 常務理事
竹中 淳哉	東京都福祉保健局指導監督部指導調整課 課長代理
○ 松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
皆川 恭英	全国老人福祉施設協議会 副会長
古岡 浩二	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会専門委員

（参考）社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書（令和元年12月）

1 社会福祉法人の連携・協働化の方法

（3）希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

所轄庁が合併等の手続きへの知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定（改定）を進めるべきである。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性及び継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併の効果に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談 		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

社会福祉法人による事業展開

地域における福祉サービスを持続し発展させて、地域への貢献活動等を行っていくためには、希望する法人において、法人間連携、合併、事業譲渡等(以下「事業展開」という)を行うことが、有効な方策の一つと考えられています。なお、社会福祉法人の有する性格より、社会福祉法人の事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべきと考えられます。

法人間連携	複数の法人間で協力関係を構築すること。 連携の範囲や内容などの明確な定義はなく、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が行われます。
合併	複数の社会福祉法人が、吸収合併または新設合併により統合すること。 社会福祉法に規定されている合併は、社会福祉法人間のみで認められている。
事業譲渡等(※事業譲渡と事業譲受を総称して「事業譲渡等」という。)	特定の事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受すること。 土地・建物などの単なる物質的な財産だけではなく、事業に必要な有形的・無形的な財産のすべてを他の法人に譲渡・譲受すること。

事業展開により期待される効果

このような事業展開により、以下のような効果が期待されています。

事業展開全体で期待される効果	<p>○新たな福祉サービスや複雑化、多様化に対応した取組の展開</p> <p>個々の法人では資源の不足等により新たに取り組むことが難しい場合であっても、複数の法人が連携、協力し、資源を補いあうことで取組が可能。</p> <ul style="list-style-type: none">・様々な地域生活課題に対する総合相談支援体制の強化・新たな支援・サービスの創出・緊急・窮迫した状況への迅速な現物給付の実施・全世代型の居場所づくり、見守りの展開 <p>○一法人では対応が難しい課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・外国人材の確保など人材確保の促進・研修の共同実施・災害時への備え、体制の構築
法人間連携で期待される効果	合併、事業譲渡等の手続きと比較し容易に取り組むことができ、意思決定から短期間で柔軟に実行に移しやすい。

<p>合併で期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○法人が一体となることによる経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化されることにより、事業の安定性と継続性が高まり、建物の修繕や設備の増強など、サービスの質の向上に向けて積極的に設備投資を行うことが可能。 ・スケールメリットを活かし、資材調達などのコスト削減することが可能。 ○サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源を活用し、既存の資源の補完や高度な活用が促され、サービスの質の向上。 ・新たな種別の施設の運営は、提供するサービスの幅の広がり。 ・互いの法人が有機的に結合し、職員間の意識が刺激され、新たな法人風土の醸成。 ○人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな領域の知識・技能・経験を持つ職員を確保し、人事交流促進と職員のスキル拡大・向上。 ・規模拡大によって教育への投資が拡大し、外部講師招へいや外部研修への参加機会の確保など、充実した教育機会の提供。
-------------------	---

<p>事業譲渡等で期待される効果</p>	<p>合併において挙げられている効果に加え、以下が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業継続が困難な社会福祉事業の継続 <p>事業継続が困難になっている社会福祉事業について、事業譲渡等により、事業継続の可能性が広がり</p> ○事業拡大、拡充の負担軽減 <p>事業譲受で、即戦力の資源を活用でき、新設、増設する場合よりも、迅速な事業展開や、事業化までの負担の軽減、事業の拡大、拡充</p>
----------------------	---

③ 「社会福祉連携推進法人」について

制度の導入を、法体系の整備から考えてみましょう。

今回の法改正は、どのような枠組みで考えられたのでしょうか？

地域共生社会の実現のため、どのような包括的な福祉サービス提供体制が構築できるのでしょうか？



社会福祉連携推進法人の制度化について

現役世代の減少が見込まれる中、複数の法人が事業の一部を協働化することにより事業の効率性を高めるとともに、サービスの質の向上につなげることを目指し、2019年4月から厚生労働省の社会福祉法人の事業展開等に関する検討会などで社会福祉法人の事業連携、経営の協働化・大規模化、合併等が議論されてきました。

これまでの制度下では、社会福祉法人間の連携方策において「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」か「合併、事業譲渡」しかない点が課題となっていました。

「合併」は社会福祉法人に限っていうと年間10～20件程度しか成立していませんでした。

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、現行制度の狭間を補うことを目的に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、法的ルールの整った一段深い連携、協働化を可能とし、一部の業務で連携法人と社員との資金融通を限定的に認めるなどの特徴を有する新たな制度として構築されました。

具体的な運用面については、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」の報告を受け、今後具体的な通知等で示される予定です。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

令和2年6月成立 令和3年4月施行

・地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、

- ①市町村の包括的な支援体制の構築の支援、
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和2年6月12日

第一 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備 等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずること。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)

一 施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。(附則第1条関係)

※社会福祉連携推進法人制度については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

二 検討規定

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第2条関係)

「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」を設置

- 1 社会福祉連携推進法人の業務内容
- 2 社会福祉連携推進法人のガバナンスルール
- 3 社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法 等について検討

初回は令和2年11月9日

法律に規定された社会福祉連携推進法人の運営については、令和3年5月14日に下記の検討会で対応の方向性として報告書がまとめられました。

社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

構成員

- ・川原 丈貴
川原経営グループ 代表
- ・田中 滋（座長）
埼玉県立大学 理事長
- ・松原 由美
早稲田大学人間科学学術院 准教授
- ・宮川 泰伸
独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課長
- ・山田 尋志
地域密着型総合ケアセンターき たおおじ 代表

検討スケジュール

- 第1回 11月9日
論点整理
- 第2回 12月10日
総論、地域福祉推進業務、災害支援業務等の審議
- 第3回 2月9日
社会福祉連携推進業務等の審議
- 第4回 3月8日
論点整理：社会福祉連携推進業務・法人ガバナンスルール等の審議
- 第5回 4月26日
運営の在り方等に関する検討会とりまとめ案の審議
- 第6回 5月14日
運営の在り方等に関する検討会とりまとめ

審議経過及びとりまとめられた報告書の詳細は、下記のURLを参照してください。

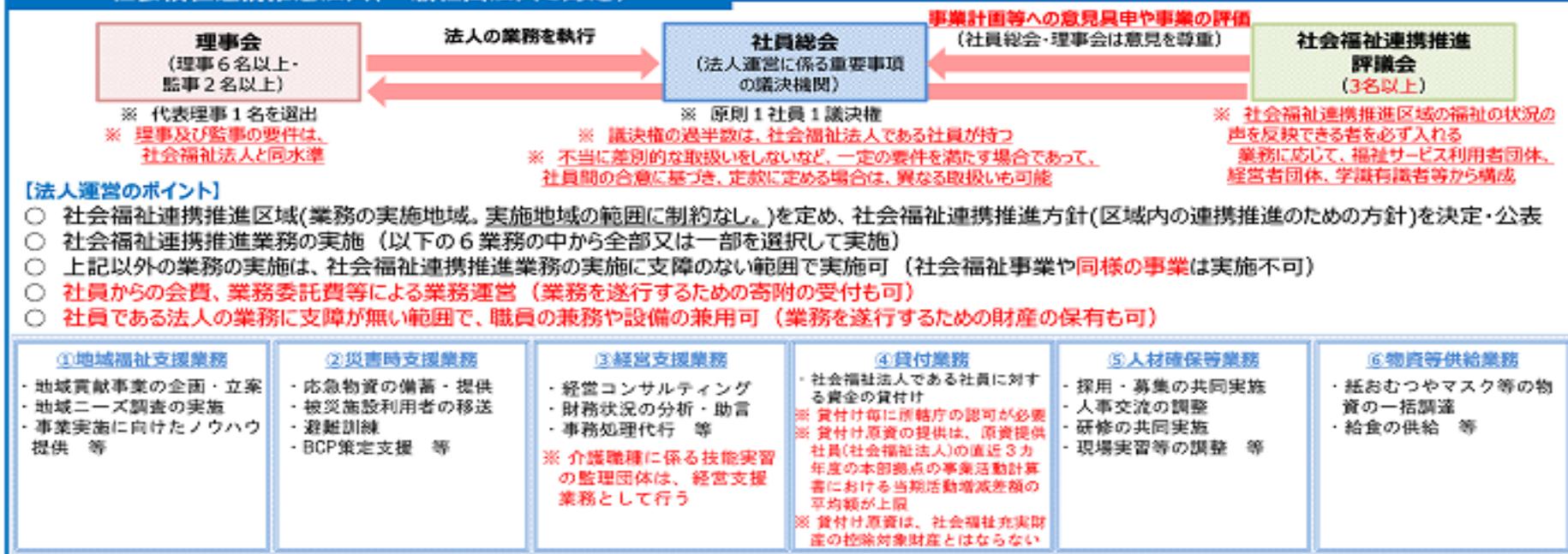
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14486.html

社会福祉連携推進法人について

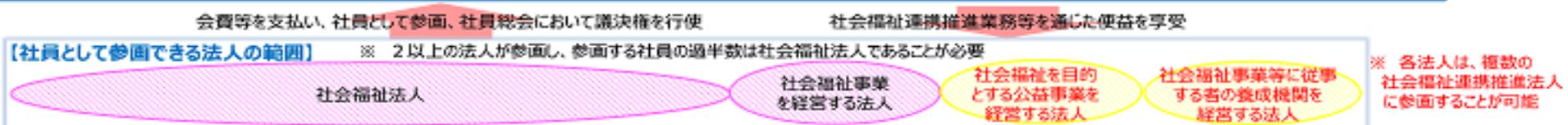
※赤字が検討会で決まった事項

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

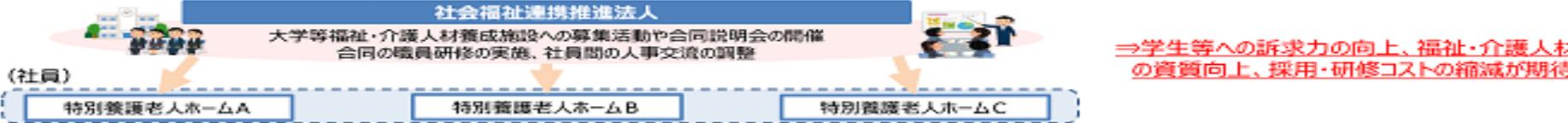
社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)、認定・指導監督



社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)



社会福祉推進連携法人の概要

項目	内容の抜粋
1. 連携法人の認定	(1) 法人格は一般社団法人 (2) 所轄庁の認定が必要
2. 機関設計	理事会の設置(理事6名以上、監事2名以上)
3. 社員の範囲	(1) 社会福祉事業を行っている法人、その他連携業務を行うもの(社会福祉従事者育成機関等) 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社などが想定される (2) 社会福祉事業を行っている法人が2以上必要 (3) 社員の過半数が社会福祉法人であること
4. 連携法人の経費	(1) 社員からの会費 (2) 社員からの業務委託費(事務委託など)
5. 議決権	(1) 1社員1議決権 (2) 社会福祉法人の議決権の総数が議決権の過半数を占めることが必須
6. 合併	連携法人の合併は認められない
7. 連携法人に参加するメリット	(1) 原則認められていない社会福祉法人からの貸付が連携法人を通じて可能となる (この貸付は、社会福祉充実残額算定上の控除対象財産) (2) スケールメリットで、様々な経費の調達コストを低くできる (3) 人材採用がしやすくなる (4) 参加法人間での職員の交流がしやすくなる (5) 職員育成(研修など)を共同でできる (6) 合併買収に比べ、連携が容易

まずは、社会福祉法条文から制度の全体像を把握しましょう。

該当条文	条文の見出しとなる項目	条文の概要
125条	社会福祉連携推進法人の認定	所轄庁の認定を受けることができる社会福祉連携推進法人の認定に関する適合基準を規定
126条	認定申請	所轄庁の認定を受けることができる社会福祉連携推進法人の認可の申請に際して添付する書類及び記載事項について規定
127条	認定の基準	所轄庁の認定を受けることができる社会福祉連携推進法人の適合基準を規定
128条	欠格事由	社会福祉連携推進業務を行う法人としての一般社団法人が、社会福祉連携推進の認定を受けることができない事項を規定
129条	認定の通知及公示	所轄庁が社会福祉連携推進の認定を行ったときは、その申請を行った者（社会福祉連携推進業務を行う法人としての一般社団法人）に通知するとともに公示する旨の規定
130条	名称	使用する名称について規定
131条	準用	社会福祉連携推進認定の所轄庁は、社会福祉法人の所轄庁（法30条）を準用することを規定
132条	社会福祉連携推進法人の業務運営	地域における良質な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、社会福祉法人間の連携方策に対し、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中心とする非営利法人である社会福祉連携推進法人を位置付け、その業務運営について規定

該当条文	条文の見出しとなる項目	条文の概要
133条	社員の義務	<p>一般社団法人であるため、社員という位置づけを明示しなければならないことの規定 社員は、社会福祉事業を行っている社会福祉法人、その他連携業務に関する業務を行う者（社会福祉従事者養成機関等）とし、社会福祉事業を行っている社会福祉法人が2以上、かつ、社員の過半数が社会福祉法人であることを必須条件にしている したがって、社会福祉法人における評議員会は、連携法人においては社員総会となる</p>
134条	委託募集の特例等	<p>社会福祉連携推進法人が、社会福祉従事者を共同で募集する場合、業務が円滑に行えるよう特例を規定</p>
135条	委託募集の特例等	<p>公共職業安定所が、その募集が効率的かつ適切に実施できるよう、情報提供や募集等について指導助言を行うことを定めた規定</p>
136条	評価の結果の公表等	<p>社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会（以下「評議会」という。）を置き、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者の構成員が、社会福祉連携推進方針に照らした業務の実施状況の評価が評議会において行われた場合、その評価の結果及び意見を尊重する旨の規定</p>
137条	社会福祉連携推進目的事業財産	<p>社会福祉連携推進業務を行うために寄附や助成を受けた財産について規定（社会福祉連携推進業務以外の目的で寄附又は助成されたものは、この財産から除かれる）</p>
138条	計算書類等	<p>社会福祉連携推進法人の計算書類は、社会福祉法人の会計処理及び報酬等を準用し、読み替える旨の規定</p>
139条	定款の変更等	<p>社会福祉連携推進法人が定款を変更した場合、社会福祉法人と同様に変更の手続きを行う旨の規定</p>
140条	社会福祉連携推進方針の変更	<p>法126条において認可を受けたときの社会福祉連携推進方針を変更した場合、認定所轄庁（社会福祉連携推進方針を認定した所轄庁）の認定を受けなければならない旨の規定</p>
141条	解散及び清算	<p>社会福祉法人の解散及び精算の手続きを準用する旨の規定</p>

該当条文	条文の見出しとなる項目	条文の概要
142条	代表理事の選定及び解職	<p>社会福祉連携推進法人に理事会を規定しており、その理事の中から代表理事を選定することとしている。</p> <p>この代表理事の選定及び解職については、認定所轄庁の許可を受けなければならない旨の規定</p>
143条	役員等に欠員を生じた場合の措置等	<p>社会福祉連携推進法人の役員（理事及び監事）並びに会計監査人に欠員が生じた場合は、社会福祉法人の役員等の欠員について準用する旨の規定</p>
144条	監督等	<p>社会福祉法人の所轄庁が行う監督、知事等の協力、所轄庁への提出及び社会福祉法人の情報の公開等並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の支援について、社会福祉連携推進法人に準用する旨の規定</p>
145条	社会福祉連携推進認定の取消し	<p>社会福祉連携推進法人の認定の取消しについて規定</p>
146条	社会福祉連携推進認定の取り消しに伴う贈与	<p>社会福祉連携推進認定の取り消された場合、法127条5号ルに規定する社会福祉連携推進法人の定款の定めにより財産の処分を行う旨の定め</p> <p>法127条5号ルでは、認定の取消し処分の日から一月以内に国、地方公共団体又は社会福祉法人その他に贈与することとしている</p>
147条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用除外	<p>①名称、②監事の任期、③貸借対照表の公告、④合併（社会福祉連携推進法人は合併できない）については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を適用しない旨の定め</p>
148条	政令及び厚生労働省令への委任	<p>社会福祉連携推進認定及び社会福祉連携推進法人の監督については政令に委任することを規定</p> <p>社会福祉連携推進認定及び社会福祉連携推進法人の定款の変更及び代表理事の選定及び解職における認定所轄庁の許可については厚生労働省令に委任する旨の規定及び代表理事の選定及び解職における認定所轄庁の許可については厚生労働省令に委任する旨の規定</p>
162条	罰則	<p>法134条の委託募集の特例において、職業安定法の届出や停止等の命令に違反したときの罰則を追加</p>
163条	罰則	<p>法134条の委託募集の特例において、職業安定法の報告及び虚偽の報告又は立ち入り調査の拒否等並びに守秘義務に違反したときの罰則を追加</p>

社会福祉連携推進法人に関する事項

○ 社会福祉連携推進認定

- 1 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。
- 2 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。
- 3 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。
- 4 社員の資格の得喪に関して、イの目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当条件を付していないものであること。
- 5 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、必要事項を記載し、又は記録していること。

社会福祉連携推進法人に関する事項

- 所轄庁による監督等の社会福祉法人に関する規定の準用等
- 1 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、社会福祉法人に関する規定を準用するものとする。
(第 131 条関係)
- 2 社会福祉連携推進法人の計算、解散及び清算、役員等並びに社会福祉連携推進認定をした所轄庁
(3)において「認定所轄庁」という。)による監督等については、社会福祉法人に関する規定を準用するものとする。(第 138 条第1項、第 141 条、第 143 条第 1 項及び第 144 条関係)
- 3 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。(第 142 条関係)

社会福祉連携推進法人に関する事項

○ 所轄庁の認定等

1 「社会福祉連携推進業務」を行おうとする一般社団法人は、基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定(以下「社会福祉連携推進認定」という。)を受けることができるものとする事
と。

(第 125 条関係)

2 社会福祉連携推進認定の申請は、社員の氏名又は名称、社会福祉連携推進業務を実施する区域等を記載した社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならないもの
とすること。(第 126 条関係)

3 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができるものとする事。

(第 127 条関係) 所轄庁の認定等

④合併・事業譲渡について

合併、事業譲渡について考えてみましょう
また、会計基準の定めもありますので、確認を
してみましょう



解散と合併(施設経営法人のみ)

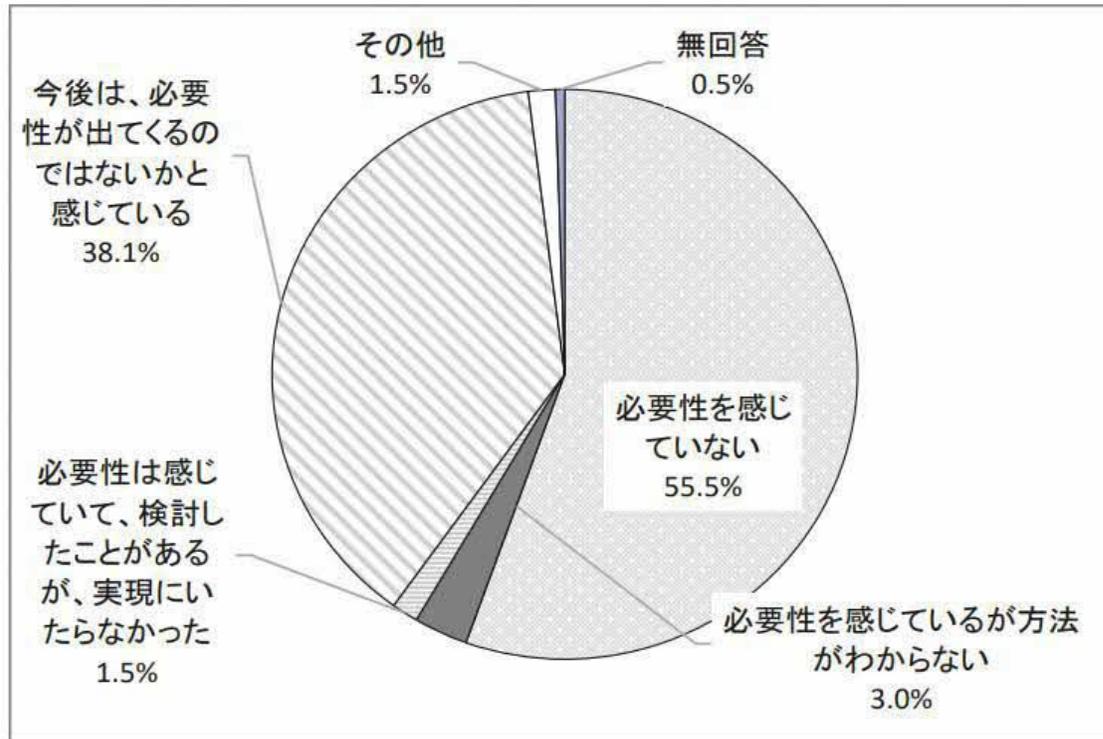
福祉行政報告例から

	施設経営法人	解散	合併
平成10年	12,605	0	5
平成11年	12,988	4	32
<hr/>			
平成26年	17,375	7	14(2)
平成27年	17,482	4	9(1)
平成28年	18,101	14	22
平成29年	18,186	11	10(1)
平成30年	18,417	9(1)	12(1)
令和元年	18,345	12	20

※()内の数字は、島根県の状況

合併や事業譲渡に関する考え

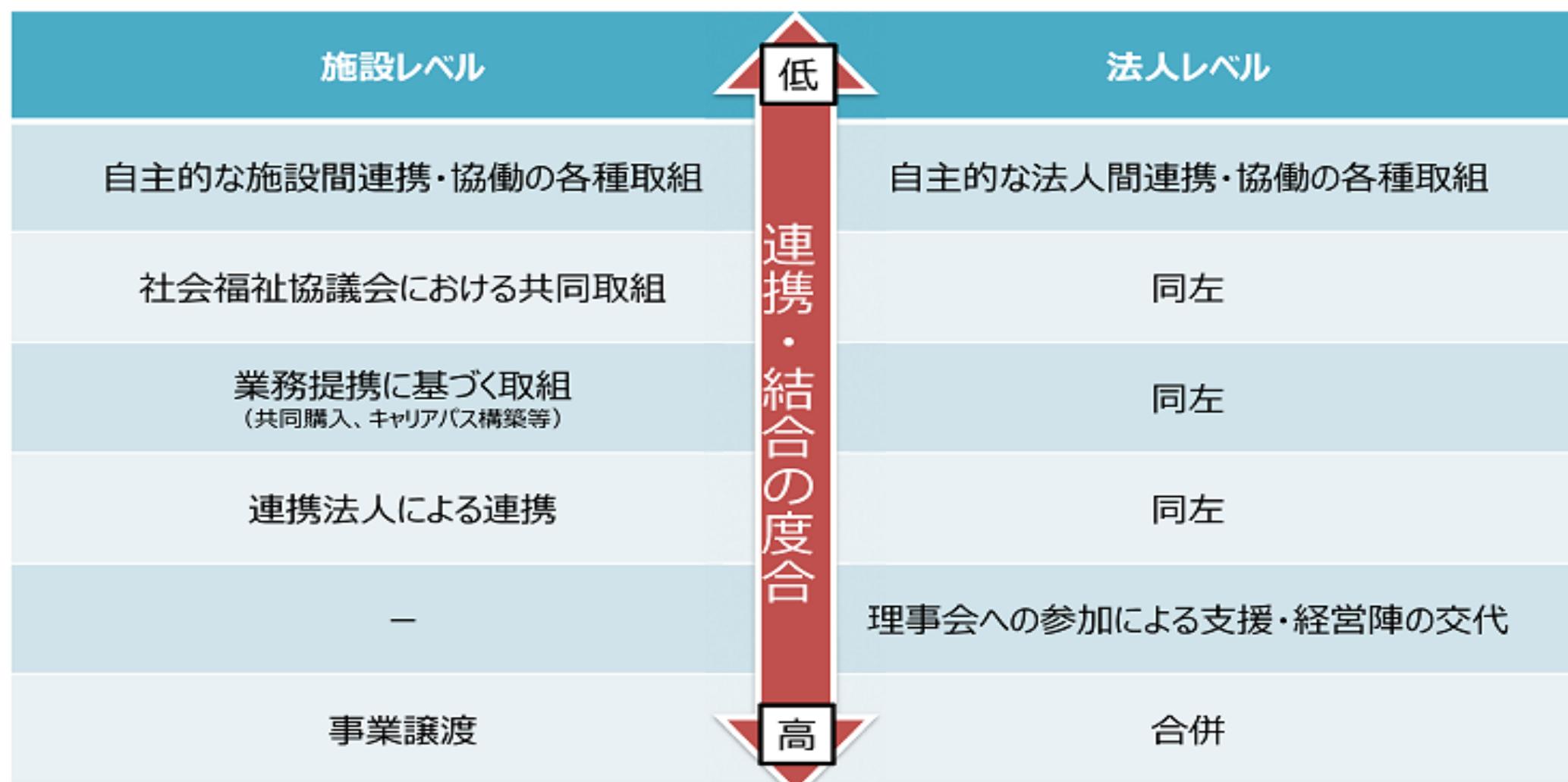
図表1 合併や事業譲渡等に対する考え (n=402)



令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」
におけるアンケート調査結果

社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策（イメージ）

- 社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策について、連携・結合の度合の高低により、分類した場合、その度合が低いものから、自主的な施設・法人間連携・協働の各種取組、社会福祉協議会における共同取組、業務提携に基づく取組、連携法人による連携、理事会への参加による支援・経営陣の交代、事業譲渡、合併がある。



※本検討会での議論をもとに、福祉基盤課にてイメージを作成。連携の個別事例ごとに、連携・結合の度合が異なるため、必ずしもこの順序にならないことに留意が必要。

合併

- ・ 社会福祉法に規定されている合併は、社会福祉法人間のみ認められている

社会福祉法第 49 条(吸収合併契約)

社会福祉法人が吸収合併(社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。(中略))をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人(中略)の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

社会福祉法第 54 条の5(新設合併契約)

2以上の社会福祉法人が新設合併(2以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。(中略))をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

事業譲渡

- ・ 社会福祉法に事業譲渡の規定はないが、取引行為の一類型であるため、合意・契約により、事業譲渡等は可能

特定の事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受することであり、土地・建物などの単なる物質的な財産だけではなく、事業に必要な有形的・無形的な財産のすべてを他の法人に譲渡・譲受すること

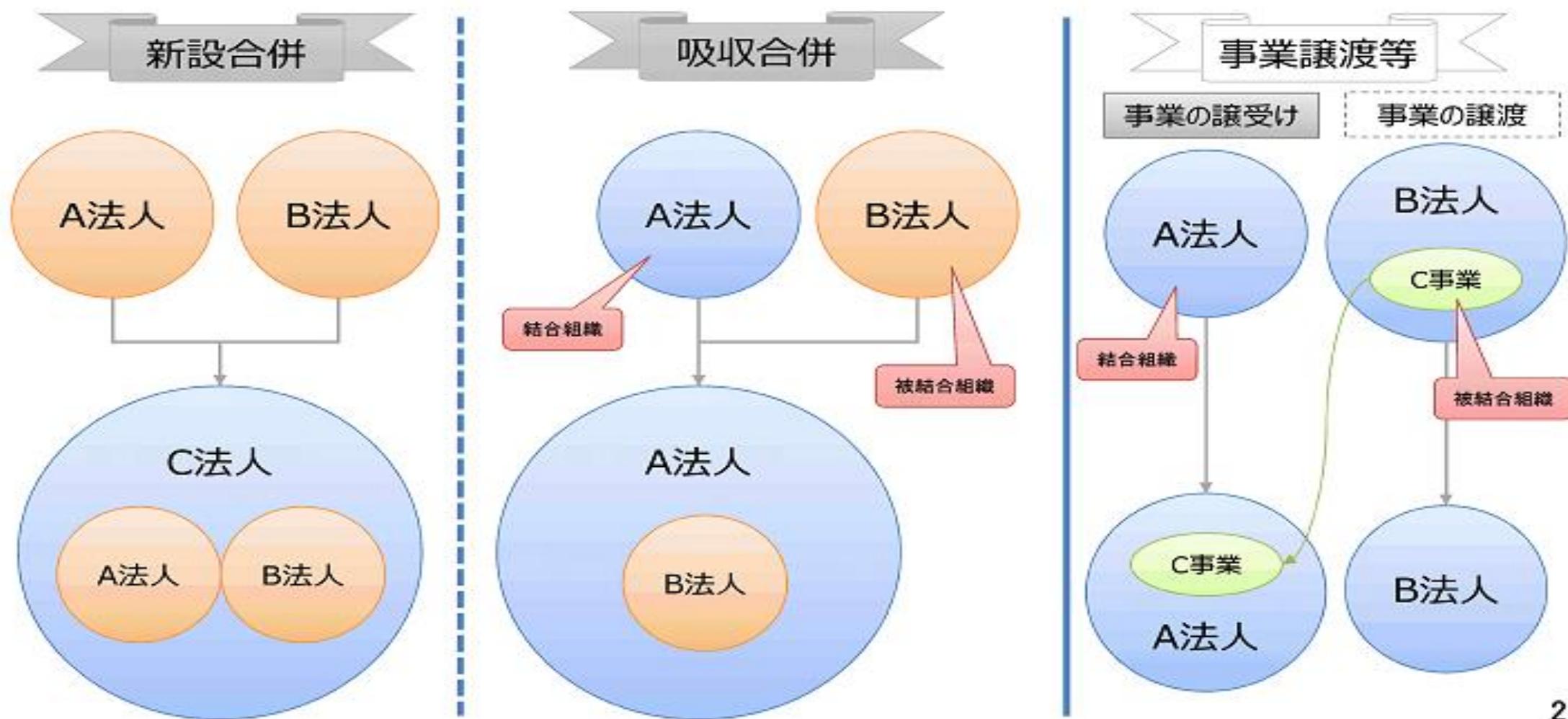
社会福祉法人定款例の記載

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。

※事業用財産の処分が可であることから、「事業譲渡」についても可であると解釈される。

組織再編における「結合」

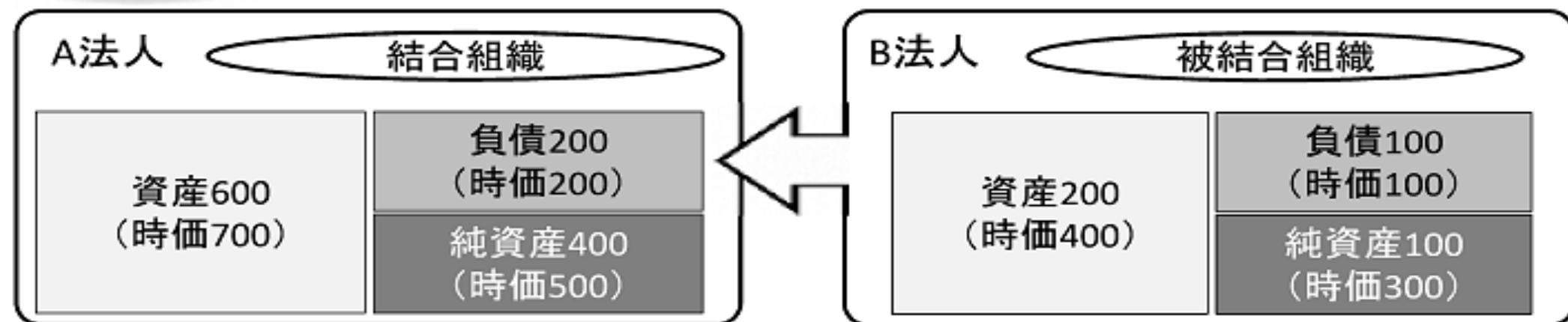
組織再編（合併、事業譲渡等）が行われると複数の組織が1つとなる場合があります、本検討会ではこのような場合を「結合」と表現する。



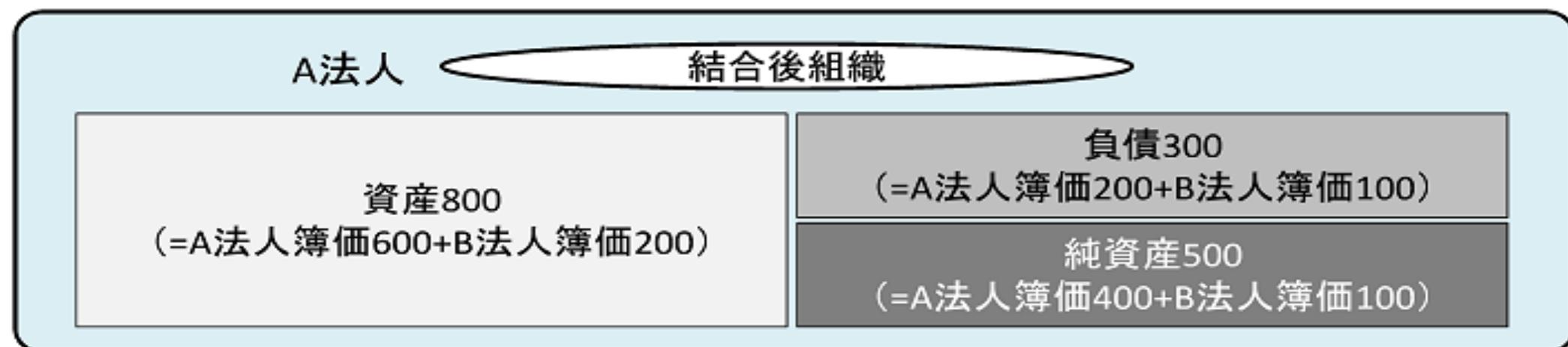
【論点3-1】「統合」の会計処理イメージ図

結合組織であるA法人が被結合組織であるB法人と結合した。

Before



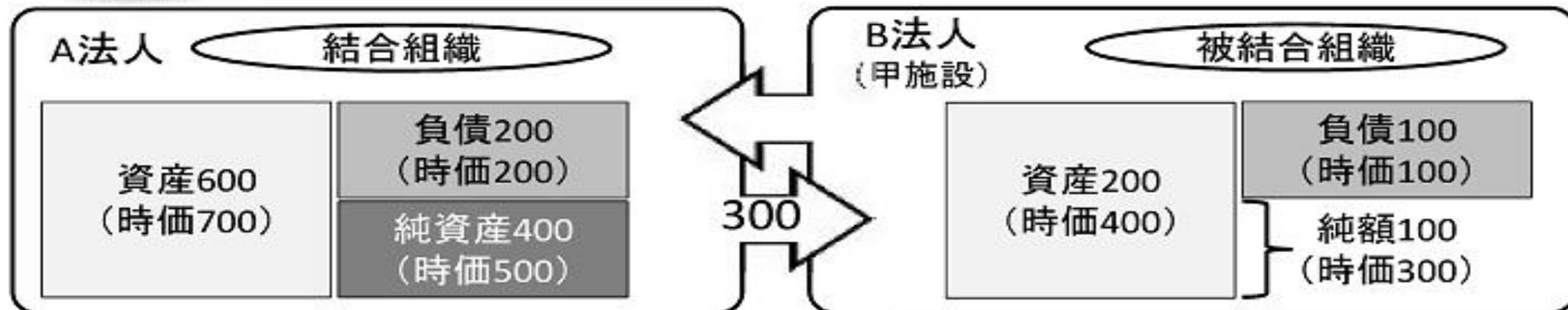
After



【論点4-1】「取得」の会計処理イメージ図 (支払対価と時価ベースの純額に差額がない取引)

結合組織であるA法人が、支払対価として300を支払い、
B法人の一部の組織(時価300)と結合した。

Before



結合

After



合併・事業譲渡等における留意点

- ・ 地域の福祉サービスを安定的に継続していくことが期待されている
- ・ 合併や事業譲渡等により、社会福祉法人の公益性・非営利性が損なわれていると疑念を与えないようにすることが必要
- ・ 平成28年改正法は、こうした社会福祉法人の合併・事業譲渡等を行う場合には、理事会等において、その目的、相手方となる法人の経営理念等や事業継続に重要な財務的要素の調査分析、合併・事業譲渡等後の事業計画などを十分議論し、社会福祉法人として意思決定していくことが必要
- ・ 公益性と非営利性を改めて確認し、徹底することを主な目的
- ・ 社会福祉法人は地域福祉の担い手として、公益性・非営利性を担保するために様々な規制があり、合併・事業譲渡等の際は、これらの規制に抵触しないことは勿論のこと、国民に対する説明責任を果たしていくことが必要な点を十分に留意する必要があります。

1.合併又は事業譲受の会計処理

根拠通知：下記のいずれの通知も令和3年4月1日から適用

- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について(令和2年9月11日社援発0911第1号社会・援護局長ほか連名通知) (「以下「運用上の取扱い」という。)
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正に係るQ&Aの送付について(令和3年3月28日事務連絡福祉基盤課長通知) (「以下「Q&A」という。)

運用上の取扱いでは、組織再編の会計処理を行うにあたり、まず複数の組織が結合する時の経済的な実態が「統合」か「取得」かの判定を行います。

次に「結合」又は「取得」の場合の会計処理を示しています(運用上の取扱い20(1)から20(3))。

また、ここで、「支配」とは、「結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している」ことを言い(運用上の取扱い20(1))、

なお、基本的には、被結合組織において結合日前日における決算手続を行い、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐこととなります。ただし、被結合組織の期首から結合時まで重要な取引が行われておらず結合組織の財務への影響が限定的である場合には、期首に結合が行われたとみなして、期首の適正な帳簿価額を引き継ぐことも可能としています(Q&A問1及び答)。

「結合」と「取得」の定義について

形態	定義	結合組織の会計処理(結合される組織(被結合組織)の負債及び負債の受入価額)
統合	結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない場合	結合時の適正な帳簿価額
取得	ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する場合	結合時の公正な評価額

以上を踏まえたうえで、合併又は事業の譲受けが「結合」か「取得」かの判定を行うことによりそれぞれが採用すべき会計処理を示しています(運用上の取扱い20(4))。

結合の手法	取扱い	理由
合併	統合	持分がないため対価が支払われることはなく、結合当事者の一方が他方の事業の支配を獲得することが想定されないため
事業の譲受け	原則として取得	事業の価値に見合った対価の受け払いがある場合、事業に対する支配を獲得したと認められるため

なお、事業の譲受けにあたって、結合組織が事業の財務及び経営方針を左右する能力を有せず、事業の支配を獲得していないと解される場合は、「統合」と判定される可能性があるとしています(Q&A問2及び答)。

組織再編のその他の会計処理は以下のとおりです。

(注)運用上の取扱い12「基本金の取崩しについて」に従い取り崩す。

Q&A	項目	会計処理
問3及び答 (統合のケース)	被結合組織の過去の誤謬の修正	結合組織への引き継ぎ前に修正
	会計方針の統一	結合組織への引き継ぎ後に勘定科目残高を修正
問4及び答 (統合のケース)	基本金及び国庫補助金等特別積立金の引き継ぎ	それぞれ帳簿価額で引き継ぎ
問5及び答 (事業の譲渡のケース)	譲渡資産・負債の純額と受取対価の差額	損益処理
	基本金の取り崩し	事業廃止かつ固定資産廃棄等を伴い、要件に該当する場合は取り崩し(注)

2.合併及び事業譲渡等の注記の記載

組織再編の計算書類の注記は次のようになります(運用上の取扱い20(5))。

注記の項目	合併	事業の譲渡	事業の譲受け
①概要 a 組織再編の相手先の名称及び事業の内容 b 組織再編を行った主な理由 c 組織再編日 d その他	aからc d 種類(吸収合併又は新設合併)、吸収合併の場合の合併存続法人の名称	aからc	aからc
②採用した会計処理	○	○	○
③計算書類に含まれている相手先の業績の期間	○	○	○
④相手先の対象事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳	○	○	○
⑤消滅法人において、期首から合併日直前までに役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容	○	-	-

執務で参考となる資料

- 「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」
(令和2年9月11日付け社援基発0911第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)
- 「社会福祉法人の事業展開のあり方に関する指針」
(-地域の福祉を守り抜く未来志向の法人運営に向けて-) 事業譲渡編ver.1
(全国社会福祉法人経営者協議会: 令和2年9月14日)
- 社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」
(令和2年9月11日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局福祉基盤課通知)
- 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会
審議経過及びとりまとめられた報告書の詳細は、下記のURLを参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14486.html